

社会福祉法人 小金井市市社会福祉協議会 一般事業主行動計画

仕事と子育ての両立と、すべての職員が支えあいながらその能力を十分発揮できる働きやすい職場づくりをめざした行動計画を次のとおり策定する。

1. 計画期間 令和6年10月1日～令和8年9月30日まで

2. 内容

目標1：育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知を行う。

<対策>

- 令和6年10月から 法を確認し、内規を確認・整備する。
 - ・ 令和7年2月から 各種制度について公共機関の制度説明等の掲示や文書回覧を利用して職員への周知を行う。

目標2：年次有給休暇の取得日数を一人当たり年間7日以上とする。

<対策>

- 令和6年10月から年次有給休暇の取得状況について実態を把握。
 - ・ 各係で取得状況を確認していく中で、課題があれば、次年度に向け改善する。